

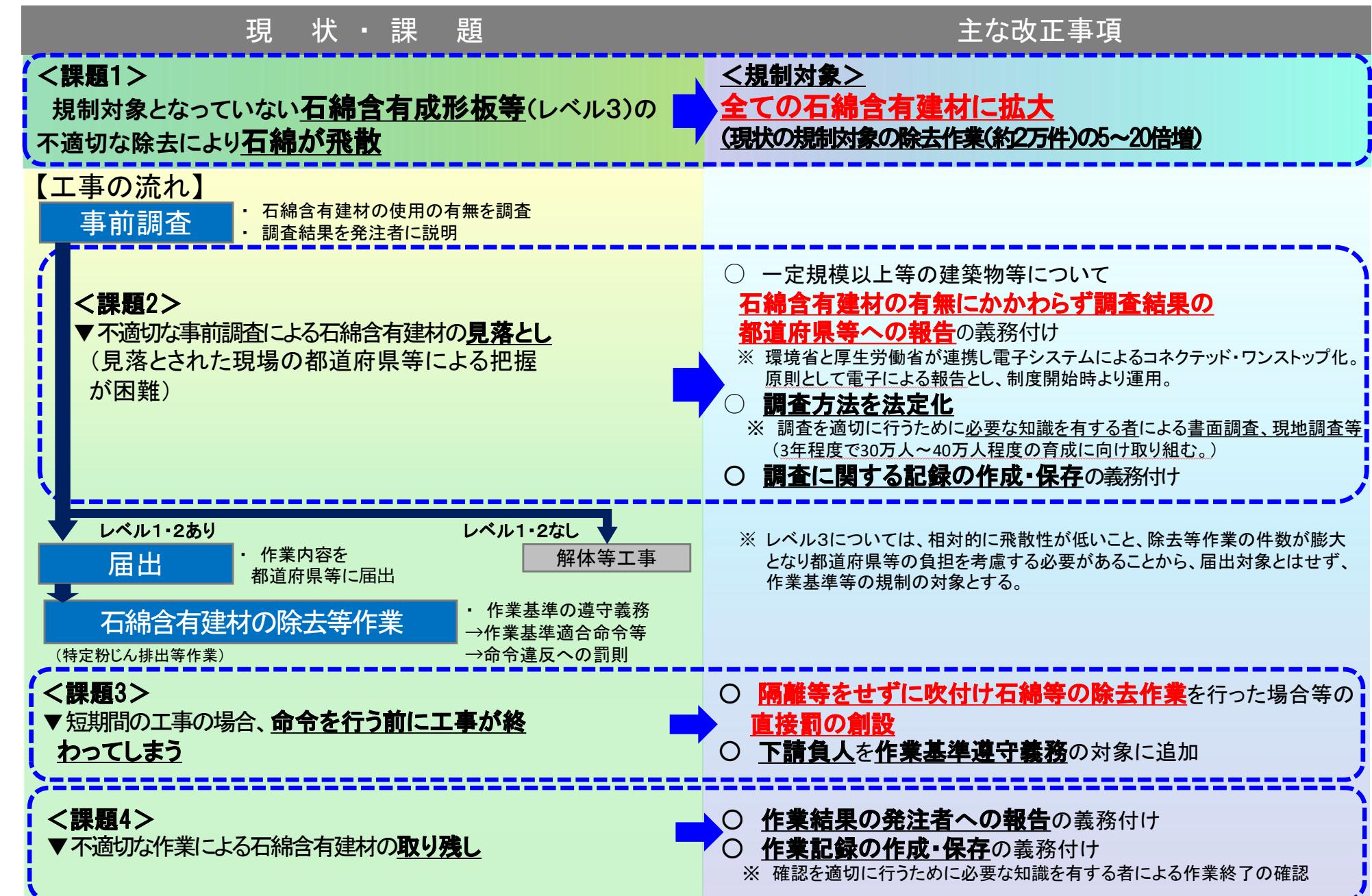
石綿に係る大気汚染防止法 の改正について



【参考】大気汚染防止法上の用語の定義

- ・特定粉じん
石綿（アスベスト）
- ・特定建築材料
吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料
(すべての石綿含有建材を表す)
- ・建築物等
建築物その他の工作物
- ・特定粉じん排出等作業
特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
- ・解体等工事
建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事
- ・特定工事
特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。



解体等工事に係る規制概要

※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保溫材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)

※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

発注

<凡例>
赤枠：改正後

事前調査（特定建築材料^{※1}の使用有無の調査）（元請又は自主施工者）（第18条の15第1項・第4項）

特定建築材料なし

特定建築材料（レベル1～3）あり＝特定工事^{※2}に該当

特定建築材料（レベル3のみ）あり

特定建築材料（レベル1・2）あり

事前調査結果・届出内容の発注者への説明（元請）（第18条の15第1項）

事前調査結果の

- ・記録の作成・保存（元請・自主施工者）（第18条の15第3項・第4項）
- ・都道府県知事への報告（元請・自主施工者）（第18条の15第6項）

報告義務違反
虚偽報告
第35条第4号

下請負人への説明（元請）（第18条の16第3項）

事前調査結果の掲示（元請・自主施工者）（第18条の15第5項）

都道府県知事への作業実施の届出（発注者・自主施工者）（第18条の17）

届出義務違反
(第34条第1項第1号)
計画変更命令
(第18条の18)
命令違反
(第33条の2第1項第2号)

解体等工事

特定粉じん排出等作業

除去等の措置 作業基準の遵守
(元請・下請) (18条の19・18条の20)

除去等措置違反
第34条第3号
作業基準適合命令等
(第18条の21)
命令違反
(第33条の2第1項第2号)

特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存

（元請・自主施工者）（第18条の23第1項・第2項）

作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存（元請）
(第18条の23第1項)

<規制対象>

- 特定粉じん排出等作業に係る規制基準は、特定粉じんの種類、**特定建築材料の種類**及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、**作業の方法に関する基準**として、環境省令で定めるものとすること。
(法第18条の14関係)

□ 特定建築材料

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする（令第3条の3）

- 吹付け石綿
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
- 石綿含有成形板等※1
- 石綿含有仕上塗材※2

※1 石綿含有成形板以外のもの例えば石綿含有セメント管、石綿含有押出成形品等、板状ではない石綿含有建材が含まれる。

※2 吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトについては、従来どおり「吹付け石綿」に該当する。

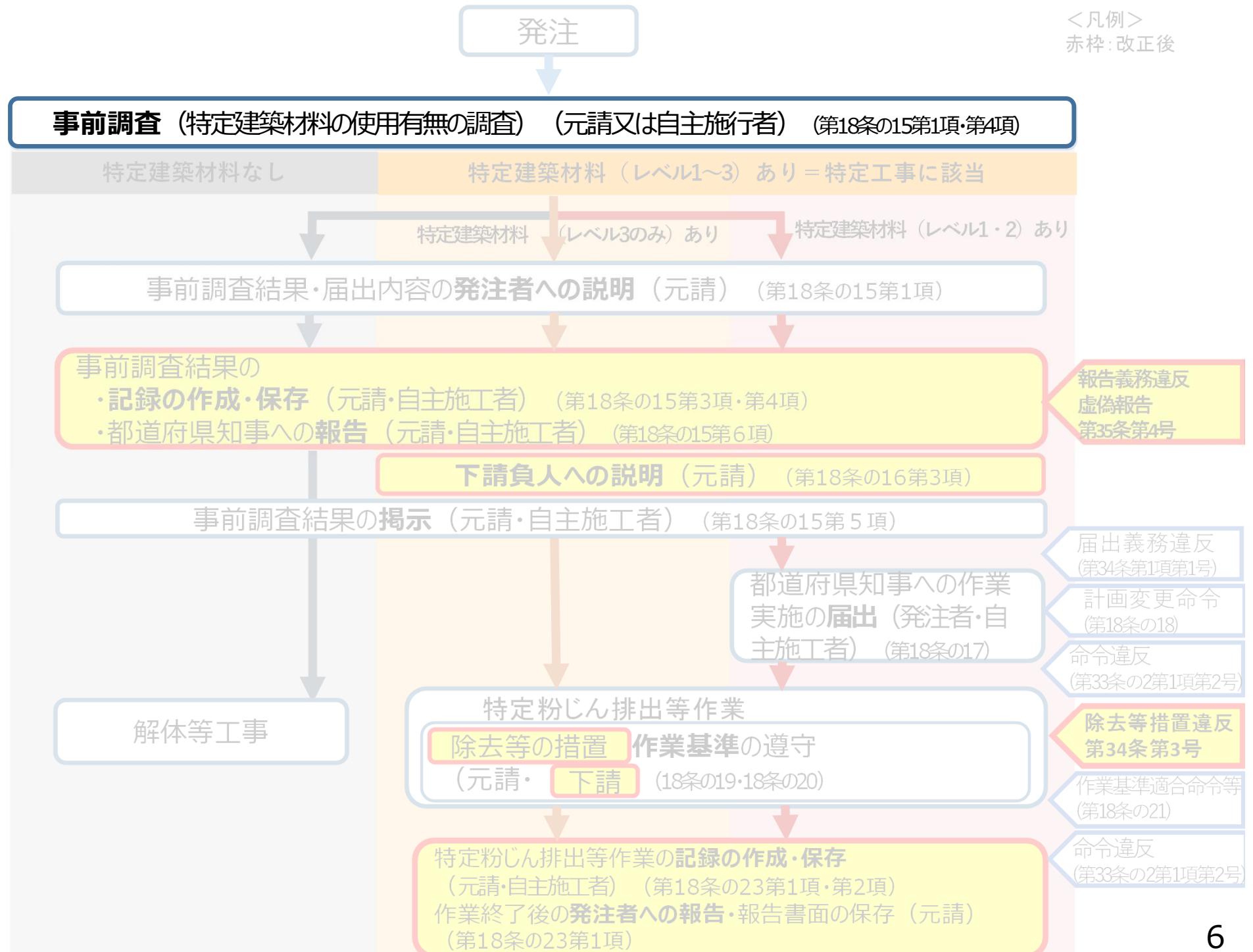
レベルの分類※1	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材、石綿含有保温材、 石綿含有耐火被覆材	その他の石綿含有建材 (成形板等)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	<ul style="list-style-type: none">①耐火建築物、準耐火建築物のはり、柱等の耐火被覆用の吹付け材②ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等の吸音、結露防止用の吹付け材  <p>付着した綿状の物質が吹付け石綿</p>	<ul style="list-style-type: none">①ボイラ本体、配管等の保温材として張付け②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として張付け③屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材  <p>配管の湾曲部に取り付けてあるものが 石綿含有保温材</p>	<ul style="list-style-type: none">①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張り付け②屋根材として石綿スレート  <p>屋根材が石綿含有スレート板</p>
届出・報告※2の要否	作業実施届出及び調査結果報告		調査結果報告

建設業労働災害防止協会資料及び「目で見るアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)より一部改変

※1 レベル1、2、3の区分は、建設業労働災害防止協会による区分であり、大防法上の特定建築材料の定義との直接的な関連性はないが、同区分が一般的に広く認知されていることから、便宜的に用いている。

※2 規則第16条の11第1項に定める解体等工事が報告の対象となる。

解体等工事に係る規制概要



<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事※又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(法第18条の15関係)

※レベル1・2 建材に係る工事

□ 事前調査の方法（規則第16条の5）



書面調査



目視調査

明らかに
ならなかった場合
→



分析調査

or みなす

* 解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要。

【参考】事前調査を行う者

- ・調査を適切に行うために必要な知識を有する者として、環境大臣が定める者に行わせる。
- ・建築物に係る解体等工事については、令和5年10月1日から適用。
- ・工作物に係る解体等工事については、令和8年1月1日から適用。
- ・事前調査結果報告で、事前調査を行った者の氏名等を報告する必要がある。

調査を適切に行うために必要な知識を有する者として、環境大臣が定める者

(令和5年6月23日環境省告示第47号)

□ 建築物の解体等工事の場合

- ①一般建築物石綿含有建材調査者
- ②特定建築物石綿含有建材調査者
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建ての住宅等に限る。）
- ④2023（令和5）年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

□ 工作物の解体等工事の場合 (令和8年1月1日から適用)

[特定工作物のうち、環境省告示第1号から第5号まで及び第7号から第11号までに掲げる工作物の場合]

- ⑤工作物石綿事前調査者

[特定工作物のうち、環境省告示第6号、第12号から第17号までに掲げる工作物、特定工作物以外の工作物のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業の場合]

- ①、②、④、⑤

特定工作物（環境大臣が定める工作物）

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 1 : 反応槽 | 2 : 加熱炉 |
| 3 : ボイラー及び圧力容器 | |
| 4 : 配管設備 | 5 : 焼却設備 |
| 7 : 貯蔵設備 | 8 : 発電設備 |
| 9 : 変電設備 | 10 : 配電設備 |
| 11 : 送電設備 | |
| | |
| 6 : 煙突 | |
| 12 : トンネルの天井板 | |
| 13 : プラットホームの上蓋 | |
| 14 : 遮音壁 | |
| 15 : 軽量盛土保護パネル | |
| 16 : 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 | |
| 17 : 観光用エレベーターの昇降路の囲い | |

※令和5年6月23日環境省告示第48号

【参考】大気汚染防止法上の「建築物」及び「工作物」の定義

(令和2年11月30日付け 環水大大発第2011301号)

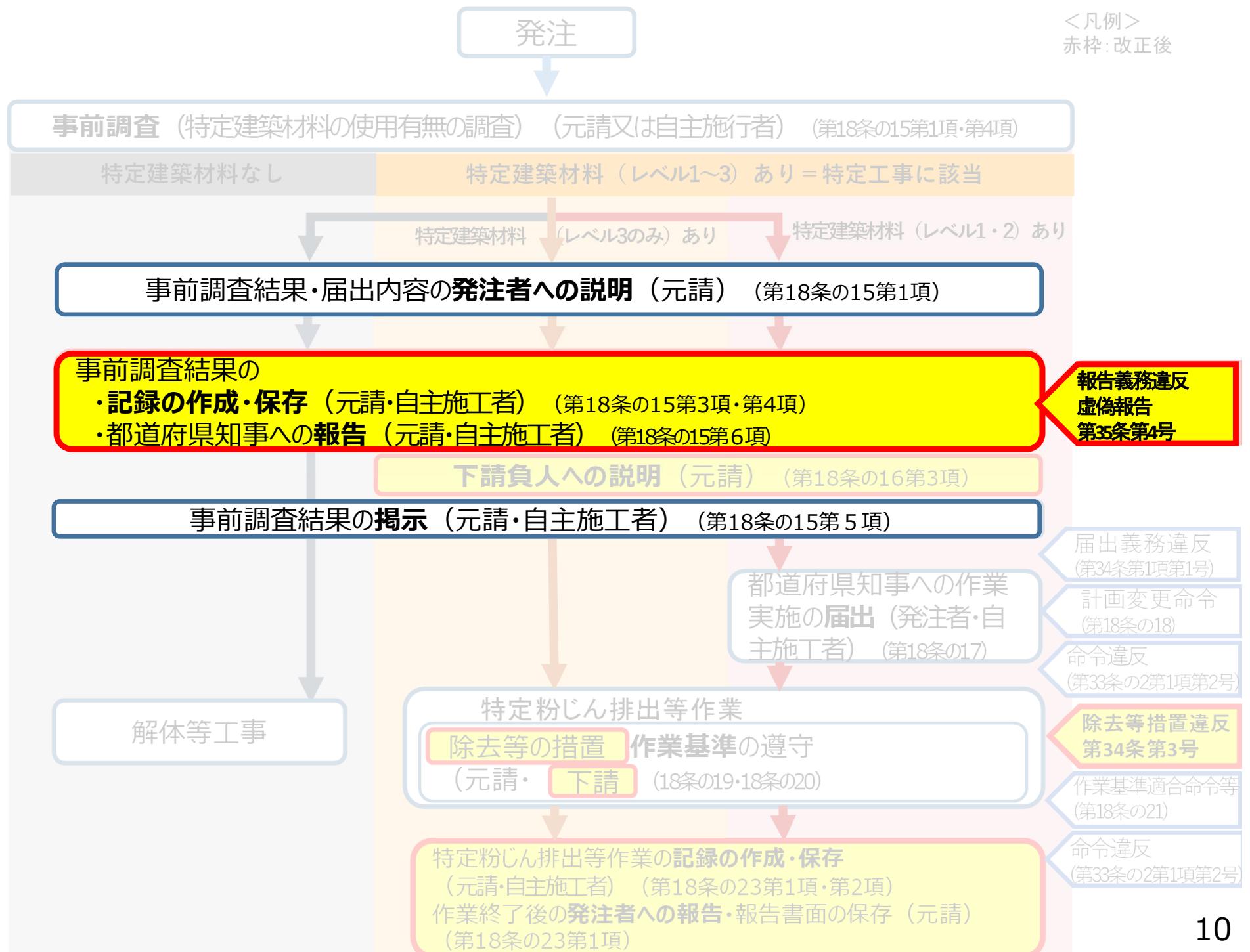
- ・「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものであること。
- ・「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物であること。

特定工作物については、

工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年11月改訂）参照

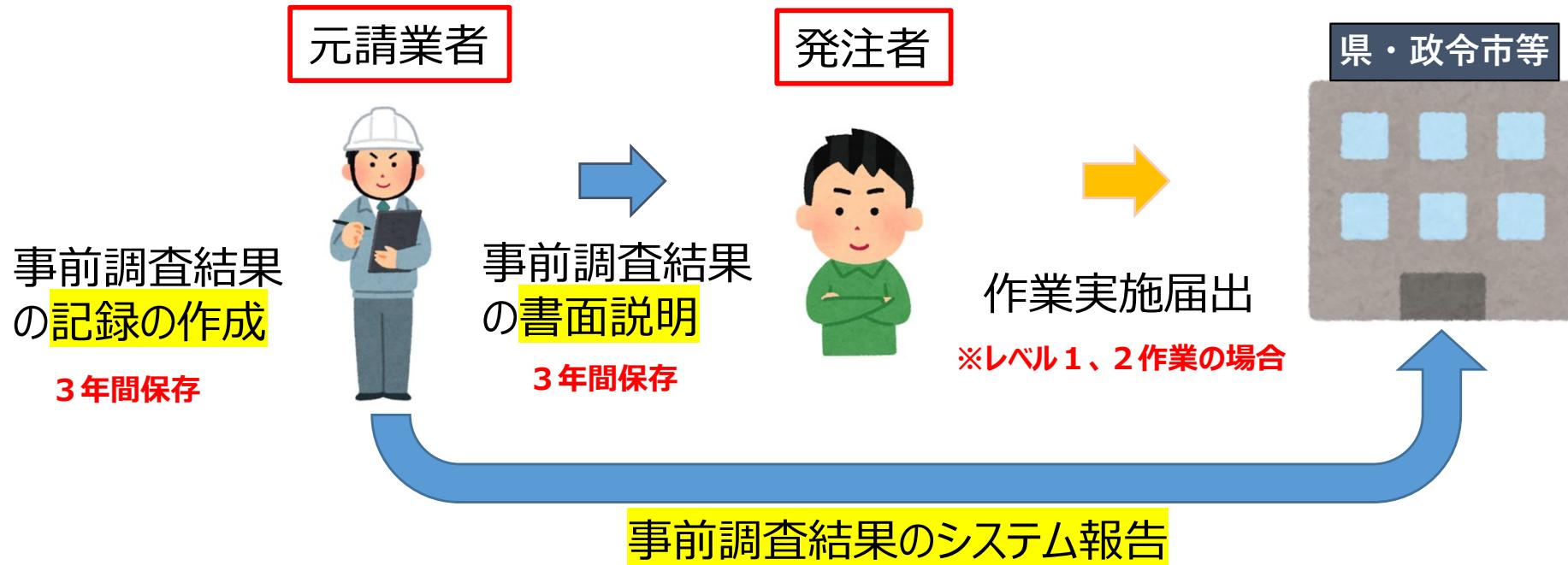
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/material/>

解体等工事に係る規制概要



<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存しなければならない。
(法第18条の15第3項関係)
- 解体等工事の自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、事前調査を行うとともに、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
(法第18条の15第4項関係)



【元請業者】

- 事前調査の記録（規則第16条の8）
 - ・ 解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録
 - ・ 解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。 *記録の保存は電子でも可能とする。
- 発注者への説明の書面の写し
 - ・ 解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。

<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく※、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。（法第18条の15第6項関係）

※石綿則では「あらかじめ」なので注意

□ 報告の対象（規則第16条の11第1項）



建築物の解体工事
床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)



工作物※の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)

※環境大臣が定めるものに限る

※報告対象の工作物（令和5年環境省告示第48号）

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラーや圧力容器
- ・配管設備（建築物に設ける給水設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備
- ・煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）
- ・変電設備
- ・配電設備
- ・送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・観光用エレベーターの昇降路の囲い

<解体等工事に係る調査及び説明等>

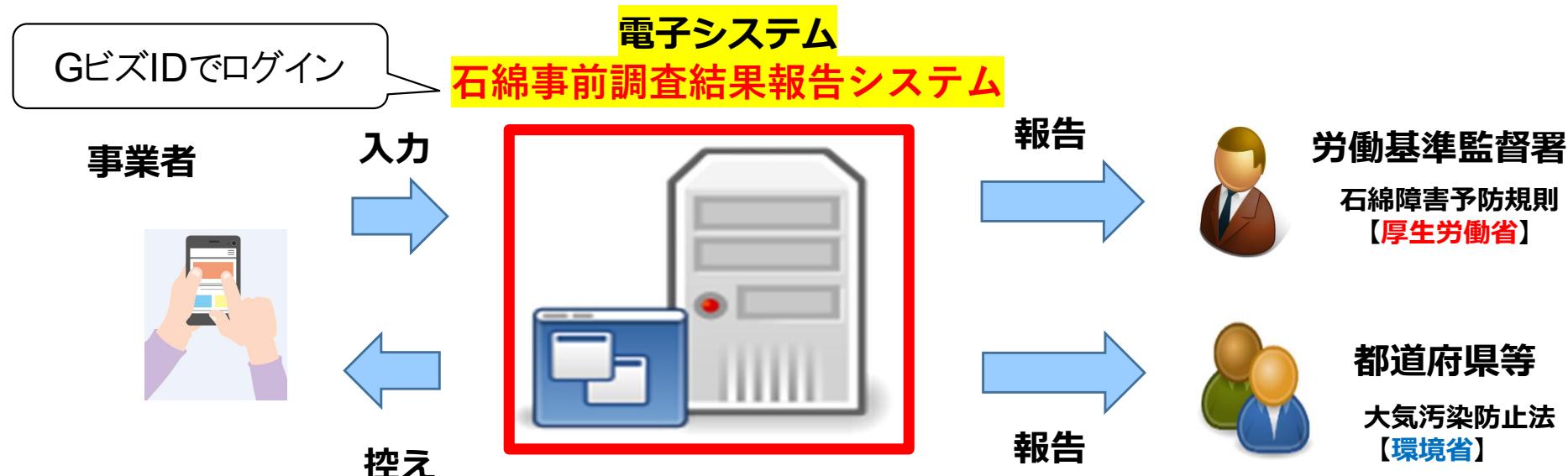
- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。
(法第18条の15第6項関係)

□ 報告の内容 (規則第16条の11第2項)

都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など。

□ 報告の方法 (規則第16条の11第4項)

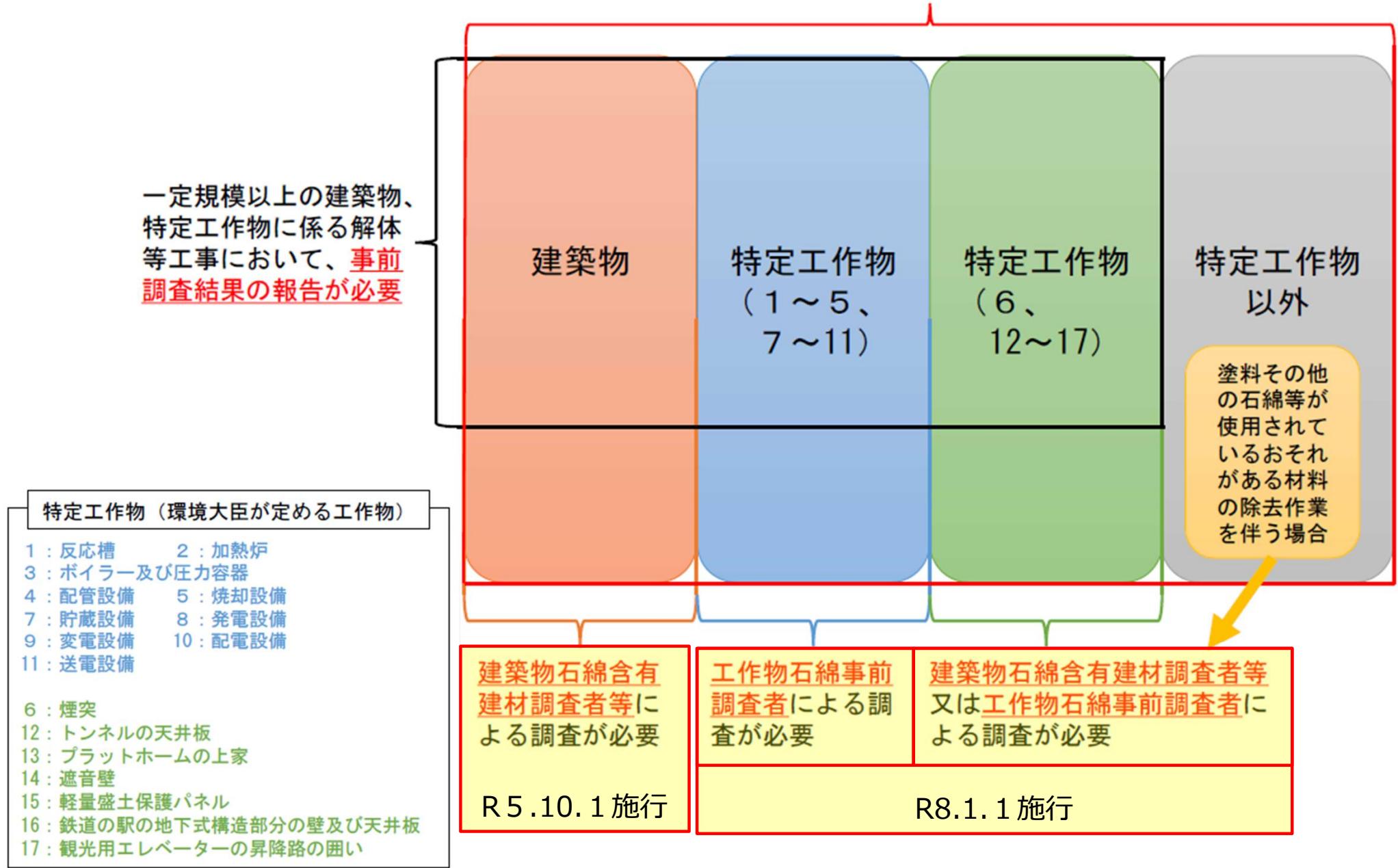
- ・ 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備。
 - ・ 原則として電子による報告とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、利便性に配慮。
- * システムの使用が困難な場合は、施行規則の様式による報告書によって行うことをもってこれに代えることができる。
(例) 災害でwebが使えない。スマホやタブレットを持っていない。



※石綿の有無にかかわらず、報告対象であれば報告が必要

【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

すべての建築物等の解体等工事において事前調査が必要



<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、事前調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいうように掲示しなければならない。
(法第18条の15第5項関係)

□ 事前調査結果等の掲示 (規則第16条の9、第16条の10)

- 掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上 (A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず)
- 掲示内容：解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果など

□ 作業方法等の掲示 (作業基準) (規則第16条の4第2号)

- 掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上 (A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず)
- 掲示内容：届出年月日、届出先、元請業者の名称、作業実施期間及び方法など

□ 現場への備え置き：解体等工事の施工期間中、常に現場にある事務所等に備え置くだけではなく、 工事を施工する者や都道府県等が事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態にする。

石綿含有吹付け材、石綿含有保溫材等の除去等を含む作業(届出対象)記入例 ※掲示サイズ(は長さ120mm以上、縦 297mm以上)。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿除去等防護規則第 16 条の 2 及び大気汚染防止法施行規則第 16 条の 4 第 1 項の規定による事前調査結果の報告書、労働安全衛生法第 88 条第 3 項(労働安全衛生規則第 90 条第 5 号の 2)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項の規定による作業実施の届出を行っております。
石綿含有等防護規則第 3 条第 8 項及び大気汚染防止法第 18 条の 15 第 5 項及び同法施行規則第 16 条の 4 第 2 号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業として以下のこととおり、お知らせします。

事業場の名前: ○○○○解体工事作業所	施工先住所: 東京○○市、労働基準監視署	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者
届出年月日:	東京○○市、建設局	○○市	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査終了年月日:	○○年○○月○○日	○○年○○月○○日	○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
届出年月日:	○○年○○月○○日	○○年○○月○○日	(住所)
着工表: 示す	○○年○○月○○日	○○年○○月○○日	○○年○○月○○日
解体等工事期間: 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日～	令和○○年○○月○○日～	令和○○年○○月○○日～
石綿除去(特許粉じん除去)作業等の作業箇所: 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日～	令和○○年○○月○○日～	令和○○年○○月○○日～
調査方法の概要(調査箇所):			
【調査方法】表面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建蔽物合併(1階～4階) ※改修箇所の場合には、改修を実施したために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修工事対象場所)			
元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○			
調査結果の概要(部分ごとに石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠):			
【石綿含有有り】 吹き付け石綿 クリタライル 1階 横壁裏 保溫材(石綿含有有りのみ) エバーターシャット 吹き付け石綿 クリタライル 【石綿含有なし】 1～4階 トイレ内PS(保溫材) 1～4階 床:ビニール床(タラ)、天井:フレキスルボールド(他)④			
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法: 石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法: 焼却、問い合わせ、封じ込め、その他。 機種・型式・設置数: 機種:集じん・排氣装置、型式:○○○-0000、設置数:○台。 排気能力(m³/min): ○○m³/min(1時間あたりの排気回数4回以上)。 使用するフィルターの種類及びその集じん率(%): HEPAフィルター、排塵効率:99.97%、粒子径:0.3μm。 使用する資材及びその種類: - その他の石綿(特定粉じん)の... 届出する方法: ①機械室(改修工事対象場所)の窓枠に貼付する貼り込み工法。 届出: その他の窓枠等の届出年月日: ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○○月○○日届出)。			
注1)工事に係る部分の床面積の合計が 80m²以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修工事等の場合。 注2)封じ込め工法や貼り込み工法を行う場合の記載例			

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

P.120～122 参照

※石綿の有無にかかわらず、掲示は必要

解体等工事に係る規制概要



<特定粉じん排出等作業の実施届出>

- 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（届出対象特定工事）の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。（法第18条の17関係）

□ 特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料（令第10条の2）

- ・ 吹付け石綿（いわゆるレベル1建材）
- ・ 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（いわゆるレベル2建材）

※レベル3建材や仕上塗材のみを除去する作業の場合は、作業届出書の提出は不要

様式第3の5

特 定 粉じん 排 出 等 作 業 実 施 届 出 書

年 月 日

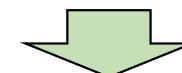
都道府県知事 殿
市 長 殿

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の
氏名
電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を
実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)
届出対象特定工事の元請業者 又は自主施工者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつ ては、その代表者の氏名	
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材

発注者は、解体等工事を開始する14日
前までに都道府県知事へ届出



都道府県知事が届出の作業方法が作業
基準に適合しないと認める時は、届出受
理から14日以内に計画変更を命じる

* 吹付け工法による石綿含有仕上塗材は、法改正により特定粉じん排出等作業の届出が不要となった。
(吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライト、その他仕上塗材以外の吹付け材は「吹付け石綿」に該当するため、届出対象)

解体等工事に係る規制概要



<特定粉じん排出等作業の作業基準>

- 特定粉じん排出等作業に係る作業基準は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じんの排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。
(法第18条の14関係)

<作業基準>

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出作業の開始前に、次に掲げる事項を記録した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。
(規則第16条の4)

□ 特定粉じん排出等作業の計画で定める事項

- イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 特定工事の場所
- ハ 特定粉じん排出等作業の種類
- ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
- ト 第10条の4第2項各号に掲げる事項
 - ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※レベル3建材の特定工事でも作業計画を定める必要がある

<特定粉じん排出等作業の作業基準>

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材について作業基準を新設（規則第16条の4 第6号）

①石綿含有成形板等（規則別表第7 4の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 特定建築材料を、切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

□ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化^{※1}すること。

ハ **石綿含有けい酸カルシウム板第1種**にあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生^{※2}すること。

(2) 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化^{※1}すること。

ニ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、ハの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※1 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水を含む。

※2 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。



原形のまま取り外す例



湿潤化の例(散水)



作業の状況(養生内で湿潤化後手作業で除去)

<特定粉じん排出等作業の作業基準>

②石綿含有仕上塗材（規則別表第7 3の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、
又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化^{※1}すること。（□の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）

□ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生^{※2}すること。

(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化^{※1}すること。

ハ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、□の規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※1 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水や剥離剤による湿潤化を含む。

※2 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。

□ 湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置（マニュアル p214）

十分な集じん機能を有する集じん装置付きの工具を使用する工法については、湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置と判断しうる工法と考えられる。十分な集じん機能を有することを判断するための要件は以下が挙げられる。

- ・集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・集じん装置はHEPAフィルターを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中における作業場所の総纖維濃度が、
作業環境の石綿管理濃度である0.15 本/cm³(150 本/リットル)を下回ることが示されていること
- ・事業者は上記要件に合致する工具であることの説明が行えるよう、工具の性能等を証明するデータ
(製品カタログ、実験データ等)等を整理し、そのデータ等の記録を作業中保持するとともに
作業終了後は除去作業の記録として3年間保存しておく必要がある。



写真：国立研究開発法人建築研究所 建築研究資料No.171

□ 特定粉じん排出等作業における除じん性能を有する電動工具の使用について(通知)

令和6年2月29日付け環水大環発第2402284号

<作業基準の遵守義務等>

- 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。 (法第18条の20関係)
- 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。 (法第18条の21関係)

- 下請負人の作業基準遵守義務等の対象への追加に伴い、下請負人が適切に作業を行えるよう下請契約時の工事費等に関する配慮や作業方法の説明に関する規定を整備。
(法第18条の16第2項及び第3項関係)
* 下請負人への説明事項：作業の種類、実施期間、作業の方法、工程の概要など
(規則第16条の12)
- 特定工事の元請業者による下請負人の指導について規定 (法第18条の22関係)
- 元請業者は、適切に下請負人の指導を行わない場合、作業基準適合命令等の対象となり得る。



解体等工事に係る規制概要



<特定粉じん排出等作業の結果の報告等>

- 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

(法第18条の23第1項関係)

□ **作業中の記録**：負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認等について記録し、特定工事が終了するまでの間保存（規則第16条の4第3号）

□ **作業が適切に行われていることの確認**

元請業者は、下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認すること。（規則第16条の4第4号）

□ **作業が完了したことの確認**

作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、当該確認を目視により行わせること。

(規則第16条の4第5号)

* 作業が完了したことの確認

除去：特定建築材料の取り残しがないこと

囲い込み等：囲い込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがないこと

* 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者：

事前調査を行わせる者又は石綿作業主任者

大気汚染防止法の改正事項と施行日

大防法規制



○愛知県から

- 具体的な飛散防止対策の方法等の確認につきまして、まずは以下のマニュアルを御確認ください。

「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止
及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

- 特定粉じん排出等作業現場等への立入を実施してまいりますので、御協力願います。

不明な点がありましたら…

愛知県環境局環境政策部水大気環境課大気規制グループ
TEL : 052-954-6215 (ダイヤルイン)
E-mail : mizutaiki@pref.aichi.lg.jp

届出先及び問い合わせ先一覧

機関名	所在地	郵便番号	電話番号	管轄する地域
東三河総局県民環境部 環境保全課	豊橋市八町通5-4	440-8515	0532-54-5111	豊川市、蒲郡市、田原市
新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市字石名号20-1	441-1365	0536-23-2117	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 環境保全課	名古屋市中区三の丸2-6-1	460-8512	052-961-7211	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稻沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
海部県民事務所 環境保全課	津島市西柳原町1-14	496-8531	0567-24-2111	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
知多県民事務所 環境保全課	半田市出口町1-36	475-8501	0569-21-8111	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市明大寺本町1-4	444-8551	0564-23-1211	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
豊田市役所 豊田加茂環境保全課	豊田市元城町4-45	471-8503	0565-32-7494	みよし市
名古屋市役所 大気環境対策課	名古屋市中区三の丸3-1-1	460-8508	052-972-2674	名古屋市
豊橋市役所 環境保全課	豊橋市今橋町1	440-8501	0532-51-2395	豊橋市
岡崎市役所 環境保全課	岡崎市十王町2-9	444-8601	0564-23-6194	岡崎市
一宮市役所 環境保全課	一宮市奥町字六丁山8	491-0201	0586-45-7185	一宮市
豊田市役所 環境保全課	豊田市西町3-60	471-8501	0565-34-6628	豊田市